

(参考)

## 技術者状況調査 Q & A

※内容に疑義がある場合は、下記を参考の上、直接電話でお尋ねください。

番号	分野	質問事項	回答	備考
1	様式2	「TECRIS登録の有無」の欄に関して、業務としての登録を指すのか、それとも技術者自身がその業務に担当技術者等として登録されていることを指すのか。(例：技術者区分が【その他の従事者】に該当する場合、TECRISには登録されていないため。)	その業務がTECRIS登録されている場合は「有」を選択し、併せてTECRIS登録番号を記入してください。	H27.3.13 掲載
2	監督補助員の取扱い	監督補助業務委託により監督補助員として国土交通省等の発注機関に常駐している職員(県の場合のように会社に常駐するケースは除く。)について、技術者として計上しても良いか。	発注機関に常駐している職員についても、技術者として計上してください。  なお、該当者を従たる事務所に勤務する者とする場合、指名選定における事務所位置での加点の計算に当たっては、以下の通知により「2名以上の場合は1名減じて計上する。1名の場合はそのまま計上する。」となっていますので、御承知ください。  【以下通知】 測量・建設コンサルタント・地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係る「従たる事務所」の取扱いについて(平成18年8月24日付第200600064009号県土整備部長通知)	H27.3.23 掲載
3	公共用地取得実務経験者	報告書作成要領に「国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者であること。」とあるが、県の用地課以外において経験した場合も対象として良いか。	通算で10年以上の期間を県(※)又は国の用地課に所属し、用地取得に関する業務に携わった者を対象とします。 したがって、用地取得が主たる業務ではない工事担当課や土木以外の部局等での所属については、実務経験年数の対象外とします。  (※)県の場合、平成13～15年度に計画調査課用地担当並びに道路都市(整備)課又は河川砂防課の用地班に所属した者も対象に含む。	H27.3.25 掲載
4	様式9	85点以上業務成績について、年度途中の変更は可能か。	85点以上業務成績の対象業務は、前年度までの業務であり基本的には追加はないものと考えています。なお、年度途中については、報告漏れ、新規登録者を除いて追加及び変更は認めません。(年度途中で登録済みの該当業務において業務分野の小分類等の変更は認めません。)	R2.3.11 掲載
5	様式5	技術士が3人以上いるので、RCCMとして登録した場合、実際の業務では技術士として配置技術者に設定してもよいか。	様式5(会社技術者点数)と配置技術者は関係ないので設定できます。	R4.4.6 掲載
6	添付資料	75歳以上の役員の場合、常勤性を証明する資料は何を添付すればよいか。	次の2点をお願いします。 ①勤務状況がわかるもの (タイムカード、出勤簿等) ②給与支払い状況がわかるもの (給与明細、賃金台帳等)を1か月分	R4.4.6 掲載

(参考)

## 技術者状況調査 Q & A

※内容に疑義がある場合は、下記を参考の上、直接電話でお尋ねください。

番号	分野	質問事項	回答	備考
7	様式2, 2-1	技術士等の資格を有する職員を採用したが当該資格の保有者として様式2、様式2-1、様式5に登録できるか。また、実務経験年数には国、地方公共団体等の経験は含めることができるか。	作成要領（4保有資格要件）のとおり、技術士、RCCM、コンクリート診断士の資格保有者としての登録は「過去3年間に完了した業務における配置技術者の実績」が必要です。（制限付要綱別表第4注6）に定める格付要件も同様） 土木行政に携わった実績は実務経験年数の対象ですので、最終学歴に応じた実務経験年数を満たす場合、様式2-1には技術士等の保有資格は記入せず、「実務経験者」として登録し、配置技術者として業務を完了した（実績を有した）後に当該資格保有者として変更してください。 様式5（会社技術者点数）については資格を有した段階で当該資格保有技術者として計上できます。（様式2と一致しませんので当該資格者証を添付資料として提出してください）	R4. 4. 13 掲載
8	表紙	支社、営業所等を新規登録する場合は何を添付すればよいか	次のいずれかの書類を提出してください ①該当事務所が記載された登記事項証明書 ②該当事務所の市町村民税の納付状況又は申告状況がわかるもの ③建設コンサルタント現況報告書 （様式第16号（第7条関係）イ） ※営業所として登録する場合	R4. 12. 12 掲載